

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸出福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定に係らず、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の通りとする。

- (1) 理事 別表第2に定める額
- (2) 監事 別表第3に定める額
- (3) 評議員 別表第4に定める額

(報酬等の支給方法及び支給形態)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、翌月25日（ただし、その日が休日の場合は、その前日）とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等の職務の遂行に当たって、交通費、旅費を要する場合は、当法人の「旅費規程」に従って支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって、その他の費用を要する場合は、当該費用の実費を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬等）

役職名	報酬の額
理事長	月額300,000円

別表第2（理事の報酬）

理事（理事長以外）の報酬

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみでの支給とする。

上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。

別表第3（監事の報酬）

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみでの支給とする。

上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。

別表第4（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみでの支給とする。

上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。

附則 この別表は平成29年4月1日より施行する。

この別表は令和4年9月1日より施行する。